

正上内区自主防災組織規約

(名称)

第1条 この組織は、正上内区自主防災組織(以下「組織」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本組織の事務所は、区長宅に置く。

(目的)

第3条 本組織は、住民の連帯意識に基づき自主的な防災活動を行うことにより、火災及び地震等の災害(以下「火災等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 火災等の予防に関すること。
- (2) 火災等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等
応急対策に関すること。
- (3) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、石岡市正上内区に加入している世帯を持って構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
 - (2) 防災隊長 1名
 - (3) 部長 6名
 - (4) 公民館監事 2名
- 2 役員は、区会役員により構成する。
3 役員任期は2年とする。ただし再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 区長は、本組織の業務を総括する。
2 防災隊長は、災害等の発生時に応急活動の指揮命令を行う。
3 部長は、会務の運営にあたる。
4 公民館監事は給食等を担当する

(会議)

第8条 本組織に総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員を持って構成する。
2 総会は、年1回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催する。
3 総会は、区長が招集する。
4 総会は、次の事項を審議する。
(1) 規約の改廃に関すること。
(2) 防災計画の作成および改正に関すること。
(3) 事業計画に関すること。
(4) 予算及び決算に関すること。
(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、区長、防災隊長、部長及び公民館監事によって構成する。
2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
(1) 総会に提出すべきこと。
(2) 総会により委任されたこと。
(3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。
(1) 災害等の発生に対応する組織の構成および任務分担に関する事。
(2) 防災知識の普及に関する事。
(3) 防災訓練に関する事。
(4) 災害等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導に関する事。
(5) その他必要なこと。

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の会議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、区費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行う。
2 部長は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、平成17年1月1日から実施する。
改正 平成28年6月12日

正上内区自主防災組織表

